

令和4年度 文京区障害者差別解消支援地域協議会 要点記録

日時 令和5年3月28日（火）午前10時00分から午後0時00分まで

場所 障害者会館A・B（文京シビックセンター3階）

<会議次第>

1 開会

- ・委員自己紹介
- ・会長の互選、副会長の指名

2 議題

- | | |
|-----------------------------------|---------|
| (1) 文京区障害者差別解消支援地域協議会について | 【資料第1号】 |
| (2) 障害者差別解消の推進に係る区の実施について | 【資料第2号】 |
| (3) 手話言語条例及び意思疎通支援条例の制定に向けた検討について | 【資料第3号】 |
| (4) 文京区障害者（児）実態・意向調査の結果について | 【資料第4号】 |
| (5) コロナ禍における合理的配慮についての意見交換 | 【資料第5号】 |
| (6) 医療的ケアへの理解を促進するための事例紹介 | 【資料第6号】 |

<地域福祉推進協議会障害者部会委員（名簿順）>

出席者

高山 直樹 会長、志村 健一 副会長、住友 孝子 委員、賀藤 一示 委員、古市 理代 委員、寺澤 弘一郎 委員、渡辺 泰男 委員、市川 敦 委員、竹内 珠妃 委員、諸留 和夫 委員、内野 篤 委員、安藤 彰啓 委員、藤枝 洋介 委員、安達 勇二 委員、竹田 弘一 委員、竹越 淳 委員、矢内 真理子 委員、八木 茂 委員

欠席者

横枕 年子 委員、山下 信典 委員、飯島 健太 委員、二瓶 紀子 委員、井上 博和 委員、佐藤 倫明 委員

<幹事>

出席者

川崎 慎一郎 経済課長、橋本 淳一 障害福祉課長、長嶺 路子 予防対策課長、大塚 仁雄 保健サービスセンター所長、木口 正和 教育センター所長

1 開会

(1) 会長の互選・副会長の指名について

互選により高山会長、指名により志村副会長に決定。

会長挨拶：

本来、この会は、文京区に挙がってきた差別の事例についてここで議論をして、そして、それぞれの事業者、担当の関係者に対して啓発をしていく。あるいは指導とは言わないまでも、そういうことを一緒に考えていく場である。そういった過程の中で、差別が解消していくというものである。

今日はそれぞれの立場から議論を深め、来年度につなげていきたい。

2 議題

(1) 文京区障害者差別解消支援地域協議会について

事務局から資料第1号について説明。

(2) 障害者差別解消の推進に係る区の実施について

事務局から資料第2号について説明。

【質問】 以前作成した、かるたと卓上カレンダーの在庫状況は。

(事務局回答)

在庫は多少だが残っている。昨年、総合福祉センターのお祭りでも掲示している。

【意見】 差別解消は、障害の理解であるということにどうつなげていくのかということが一番大事。周知活動や教育活動は非常に重要である。

(3) 手話言語条例及び意思疎通支援条例の制定に向けた検討について

事務局から資料第3号について説明。

【質問】 他区では（手話言語条例及び意思疎通支援条例が）一つの条例になっているところが多いが、文京区では二つに分けたという意味は。

(事務局回答)

手話というのは聞こえない方にとっての言語であって、理解促進や使えるための環境整備、これを明確に定めていきたいという当事者の方々からの要望がある。意思疎通支援と合わせるとそういった目的が明確でなくなるおそれもあるため、別々に設けることとしている。

(4) 文京区障害者（児）実態・意向調査の結果について

事務局から資料第4号及び別紙について説明。

【質問】就労の場面で、差別と感ずることが多いのでは。就労支援センターでは何か相談を受けたことはあるか。

（就労支援センター 藤枝委員回答）

コロナ禍で働き方やコミュニケーション手段が変化し、会社に相談がしにくくなったという声はあった。

【質問】スマートフォン、タブレットの学習会を区で開催しているか。

（就労支援センター 藤枝委員回答）

就労支援センターで生活講座を開催しており、例えば金銭管理、SNSの使い方や注意点をテーマにして行っている。

（事務局回答）

障害者向けのスマホ講座というのが総合福祉センターで開催されており、障害の種別を問わずに参加可能な内容である。

【意見】・知的障害や精神障害の方は、全員がスマートフォンやタブレットを同じように使えるわけではないので、個別対応をしている。

・施設入所の方の方向けの調査結果では、差別を感じたことがないという方が45.9%である。障害のある方が、地域の中で参画していかないと差別は生じにくいということだが、特に関与がないからいいという訳ではない。

(5) コロナ禍における合理的配慮についての意見交換

事務局から資料第5号について説明。

【質問】コロナ禍において、商店街の工夫はあったか。また、差別の問題が発生した際はどのように対応するか。

（商店会連合会 寺澤委員回答）

商店街には、現在約1300店舗が加盟しているが、コロナ禍では、お休みした飲食店関係の店舗が非常に多かった。その中でも店舗同士で協力し合い、工夫してきた。

差別等の問題については、個々の店舗の考えもあるが、今日の話を生かし、月1回の理事会のほか、商店街連合会から個々のお店に伝えていく方法を考えていきたい。

【意見】・エレベーターでの譲り合い問題。コロナ禍で一度に乗ることのできる人数も限られる中、杖をついている方、車椅子やベビーカーの方等課題を持つもの同士でどのように譲り合ったらよいか。

- ・車椅子、ベビーカー専用のエレベーターも一般の人が乗ってしまい、乗れないことがある。やはり障害者理解には、思いやりや認識が重要である。
- ・「合理的配慮」について、分かりやすい言葉で周知すべきである。
- ・差別が生じた際は、「建設的対話」でお互い歩み寄ることにより、そのプロセスの中で理解が生まれ、100%ではなくても解消に向かっていく可能性がある。
- ・生活介護事業所では、マスクの着用や、抗原検査等で利用者に対応することにかかり苦労した。政府からもマスク解除というような話も出てきたが、感染リスクが高い方がいる施設なので、利用者にとってどう説明していくかが今後の課題である。
- ・段差1つでも、障害の種別によって受け取り方が異なる。車椅子の方にとっては障壁となり、白杖を使用する視覚障害のある方にとっては、段差は目安となる。差別の解消のためには、お互いの理解が重要である。

(6) 医療的ケアへの理解を促進するための事例紹介

事務局から資料第6号について説明。

【質問】医療的ケアを必要とするお子さんが、保育園に通える仕組みになった理由は。

(事務局回答)

平成30年から、検討会や連絡会を始め、それによって課題が庁内において共有できるようになったことが非常に効果があった。また、看護師の配置、支援者の増員にも取り組んできた。

【意見】・区では受け入れられる園が1園のみ。通える園をもっと整備してほしい。

- ・障害のある子が入ってくることによって、一緒に育つ子供たちにも良い影響があるはず。また、保育園からも、その教育効果を是非発信してもらいたい。

3 その他全体を通しての意見

- ・障害者の職場でのサポートについて。会社のサポート担当の方が退職となり、他に

対応可能な人がいないとして、障害のある本人も退職扱いとなった。障害者への理解に問題があるのではないか。

(就労支援センターの意見)

会社側と、他の社員の方がサポートできないか、あるいは、サポートの必要のない業務の組み立て方等を含めて相談をしていくという方法があると思う。雇用契約の内容まで踏み込むのは難しいが、本人が契約内容を理解しているのか、また、伝えたいことを伝えるための整備をしていくお手伝いは行うことができる。

- 基幹相談支援センターや民生委員、それぞれの施設等、相談できるルートは文京区にいくつもある。差別の事例がなかなか挙がってこないが、自分たちの置かれている立場がおかしいという認識を持ってないということ自体を、まず変えていくべき。
- 障害者とその家族が、差別を受けたときに相談できる窓口の情報や、寄せられた事例についてもっと発信すべき。
- 障害のある方の親は、自分が亡くなった後に誰が子どもの面倒を見てくれるのかと、非常に不安な気持ちになる。障害者への支援について、医療や教育等も含め、国をはじめ行政が助けていかないといけない。
- 来年度は、差別の事例を待っているのではなくて、積極的に働きかけながら、ケアしながら推進していくような形にしていきたい。